

## 民主党

# 生物多様性の保全・生物多様性「大阪府戦略」アンケート調査回答

民主党大阪府総支部連合会

## 質問1 生物多様性の保全に関する選挙公約などについて

- 1) a ある  ない
- 2) ある場合、その主張
- 3) a b にかかわらず、当会派の生物多様性保全についての考え方

### 回答

生物多様性について、私ども民主党は、平成19年に策定した「生物多様性確保のための基本戦略」((当時) 次の内閣 環境部門 田島一成) の下、その法制化に尽力してまいりました。その後、与野党ともに賛成をえられ、平成20年に生物多様性基本法を成立了という経緯がございます。

その生物多様性基本法の趣旨に則り、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、次世代に引き継いでいくための責務があり、そのためには生態系の多様性・種の多様性・種内の多様性の3つの観点からその保全をしていかなければならないと考えております。

また、官民を問わず、生物多様性基本法の基本原則を尊重・推進し、生物多様性の保全がなされなければなりません。

## 質問2

生物多様性基本法は地方自治体に「生物多様性地域戦略」を策定する努力義務を規定しています。大阪府は、「大阪21世紀の新環境総合計画」のII-3「全てのいのちが共生する社会の構築」を大阪府の地域戦略として環境省に届け出て(昨年10月)受理されていますが、「大阪府戦略」とは称していません。府内市町村の地域戦略(3市のみ策定)は大阪府の戦略と連携が重要になりますが、「大阪府戦略」が策定されたことを知らないケースもあります。

大阪府の戦略の名称や内容について、以下のうちどのようにお考えですか？

(原文ママ)

- ① 十分である
- ② どちらかと言うと十分である
- ③ どちらかと言うと不十分である
- ④ 不十分である

### 質問 3

上記の回答と関連し、大阪府は地域戦略でどのような施策を重点的にすすめるべきと考えるか？

#### 回答

生物多様性基本法には国・地方公共団体・事業者・国民および民間の団体の責務が規定されています。その責務を全うするためには官民をあげた連携が不可欠であり、大阪においては大阪府が率先して先頭に立たなければなりません。

そのためにも各市町村と連携し、事業者などの民間にも生物多様性の重要性を認知してもらい、その損失を止める行動を拡大していくことが重要です。

それにもかかわらず、当戦略が周知されていないことは、2020 年にその目標が達成されうるか甚だ疑問であるといわざるをえません。

具体的な施策としては、生物多様性の府民理解の一層の促進、生物多様性の損失を止める行動の促進、保安林や鳥獣保護区等の地域の拡大、公園や森・河川等の環境保全およびそれらの環境改善に取り組まなければならないと考えます。

### 質問 4

大阪府が地域戦略に従って施策を立案し進めるにあたって、市民参画や市民の意見反映のあり方や手立てについてどのように考えているか？

#### 回答

生物多様性の保全については府民の一層の理解が必要となります。NPO 団体や地域団体などと連携した市民協働による取り組みによって、この戦略は実現するものである考えます。

市民協働で行なうがゆえ、当然ながら市民参画・市民意見の反映は成されえます。